

○ ワークショップ「国際会計研究会」

開催責任者 ビジネス研究科 白木俊彦

2010年3月9日

南山大学名古屋キャンパス J棟 415室

ワークショップは参加者16名、以下のプログラムで開催された。

◇報告者および題目

渡辺眞吾 氏（新日本監査法人公認会計士）

「IFRS第1号 国際財務報告基準の初度適用 ～わが国における実務対応上の諸問題～」

山地範明 氏（関西学院大学大学院経営戦略研究科教授）

「財務報告の主体と範囲」

寺坪修 氏（公認会計士、駒澤大学客員教授）

「会計研究方法に関する「私論」と「試論 –社会科学における実証研究の位置づけ–」

◇ワークショップの討論内容

渡辺氏は、IFRS第1号は、企業が初めてIFRSを適用する場合の特例を規定した基準である。企業は、IFRSを初めて適用する場合、遡及適用が原則であるが、IFRS第1号で免除項目と遡及適用禁止項目が規定されている。日本の上場企業が今後のIFRS導入に向けて、幅広い選択肢があり、それをどの様に適用していくかを決定していくプロセスは重要であり、IFRSが既に適用されている欧州企業の事例が参考になる。

山地氏は財務報告の主体（エンティティ）をどのようにみるかによって、財務報告の範囲が異なってくる。本報告では、会計主体論および連結基礎概念における議論を踏まえて、報告事業体（レポーティング・エンティティ）とグループ報告事業体、一般事業体と特別目的事業体の連結範囲について検討した。国際会計基準では、企業主体説および経済的単一体説の考え方に基づいて、財務報告の主体と範囲が決定されることを明らかにした。

寺坪氏は社会科学における実証研究の占める位置が増大している。会計学においても例外ではない。基礎には、自然科学の方法を範として主観や価値判断を排除し、学問的地位の向上を目指す意図がある。そのことは理解できるが、従来の規範的な理論研究を否定する極端な主張も展開されている。本報告では、実証研究の意義を評価しながらも、それを記述的研究と同義としたうえで、記述的研究と規範的研究の両者を（社会）科学的な研究方法の「私論」として位置づけた。前者における検証手段としては統計技法の利用に限定することなく、事例研究等を「厚い記述」と位置づけて「試論」を展開した。

それぞれの報告者の主張に関して、活発な質疑応答がなされたが、報告内容が多く、議論

の時間が不足してしまい、今後の運営について考えてみたい。

各自、今後まとめられてさらに検討され報告されていくことにしている。各報告者とも活躍されている先生方であるので、何らかの形で報告されるものと思う。

◇研究成果発表

未定